

地学協働

北海道の地域と学校の連携・協働を応援する広報誌 No. 44

TOPIC

1. 北海道地学協働アドバイザー
2. CSにおける「熟議」とは
3. 地教行法の一部改正
4. 子どもの読書活動推進コーナー

5月

1 「北海道地学協働アドバイザー」に依頼してみませんか？

道教委では、本道の地学協働の充実を目的とし、学校運営の改善・充実や学校と地域の連携・協働、地域創生等に関する課題の解決や推進方策について助言を行うとともに、地域とともにある学校づくりや学校を核とした地域づくりを促進するため、北海道地学協働アドバイザー派遣事業を実施しています。現在、社会教育や学校教育の専門的な知見や地域と学校の連携について識見を有している5名の方にアドバイザーを依頼しています。

「北海道地学協働アドバイザー」の皆様



あおた もと
青田 基氏 (函館市)

所属・職 社会教育士
ファーストナレッジ(株) 代表取締役

経歴 北海道PTA連合会長
文部科学省地域学校協働活動調査研究推進
コンサルタント 等



すずき よしあき
鈴木 義秋氏 (音更町)

所属・職 音更町教育委員会
教育推進員
地域学校協働活動総括コーディネーター

経歴 十勝管内小・中学校長



みぞぶち きよひこ
溝 渕 清彦氏 (札幌市)

所属・職 グラファイト 代表 (任意団体)
公益財団法人北海道環境財団 協働推進課

経歴 上記所属で、協働及びESDに係る相談対応、
社会教育に関わるワークショップ企画実施
及びファシリテーション研修講義 等



もり としたか
森 敏隆氏 (釧路市)

所属・職 釧路市教育委員会
統括的な地域学校協働活動推進員
昭和スポーツ幼稚園長

経歴 釧路管内小学校長
北海道立体験活動支援施設所長 等



ふじた やすあき
藤田 泰昭氏 (士別市)

所属・職 士別市立糸魚小学校
校長

経歴 道教委社会教育主事
士別市教委社会教育主事
オホーツク管内小学校長 等

アドバイザー派遣実績について

【派遣先】

市町村教育委員会 (公民館、生涯学習センター、コミュニティセンター、市民文化センター)、**中学校、高校、特別支援学校** 等

【依頼内容】

- ・ **地域コーディネーターを対象とした研修会**における助言、意見交流会のファシリテート
- ・ **学校運営協議会**における地域学校協働活動の役割や好事例の説明
- ・ **町民を対象にしたセミナー**における地域と学校の連携に関する説明、熟議の進行
- ・ **コミュニティ・スクールの導入に向けた教職員向けの校内研修**における説明

派遣決定までの流れ (謝金・旅費は道教委が負担します)

アドバイザー派遣を希望する申請者は、派遣希望日の**2か月前まで**に申請書を作成し、所管教育局を通じて社会教育課へ提出
※原則2か月前ですが、適宜ご相談ください。

社会教育課で、申請書の「具体的な内容」を参考に、アドバイザーの派遣調整

アドバイザー決定

アドバイザー派遣の決定について、社会教育課から教育局を通じて申請者に通知

派遣に係る申請書等が必要な場合は、各教育局社会教育指導班へお問い合わせください。

2 コミュニティ・スクールにおける「熟議」とは？

学校と地域の人々（保護者・地域住民等）が学校や地域の課題を共有し、共通の目標・ビジョンを持ち、一体となって地域の子どもたちを育てていくことは、子どもの豊かな育ちを確保するとともに、地域の絆を強め、地域づくりの担い手を育てていくことにもつながります。

そのため、学校運営協議会が設置された学校は、法律や規則で定められた三つの機能に加え、「**熟議**」の場の設定、「**協働**」による取組ができる体制、校長の「**マネジメント**」力を備えておく必要があります。そこで、今号では改めて「熟議」について説明します。

「熟議」

「熟議」とは、よりよい集団（学校）生活や人間関係を築くために、「協働して取り組む一連の自主的、実践的な活動」を「話し合い」を重ねながら生み出そうというものです。**子どもたちの実態を共有するとともに、地域でどのような子どもを育てたいのか、何を実現したいのかという目標・ビジョンを共有するために「熟議（熟慮と議論）」を重ねることが大切であり、熟議の実施により、子どもたちに関わるより多くの方の意見を取り上げることができます。**

【熟議の具体的なプロセス】

1. 多くの当事者（保護者、教員、地域住民等）が集まって、
2. 課題について学習・熟慮し、議論することにより、
3. 互いの立場や果たすべき役割への理解が深まるとともに、
4. それぞれの役割に応じた解決策が洗練され、
5. 個々人が納得して自分の役割を果たすようになる

ポイント

議論される教育理念や授業の仕方などについて、最新の知識や情報が共有されていることが大切です。教育委員会は、委員へのきめ細かな情報共有や新しい知識を得る機会を提供していく必要があります。

【熟議のテーマ（例）】

- ・子どもたちがどう育ってほしいか
- ・郷土学習で何を子どもたちに伝えるか
- ・「いじめ」を撲滅するには



- ・不登校の子どもたちの学びを充実させるために
- ・子どもたちの「学力」を向上させるために
- ・学校と地域が一緒にやれることは
- ・下校時の安全をどう確保するか

【熟議の展開例（約60分）】

- | | |
|------------------|--------------------|
| ①オリエンテーション（5分） | ②テーマに関わる資料の共有（10分） |
| ③熟議（前半）スタート（20分） | ④熟議（後半）スタート（15分） |
| ⑤グループごとの発表（5分） | ⑥終わりの挨拶（5分） |

詳しい展開例は「ワークショップのすすめ」をご覧ください。



※「コミュニティ・スクールのつくり方（令和2年10月文部科学省）」をもとに作成

【事例紹介】埼玉県戸田市の熟議

埼玉県戸田市では、「教師の働き方改革」の全国的な動きを、地域学校協働活動を進める絶好の機会と捉え、熟議に取り組みました。

最初の全体会で国の動向や教員の一日の働き方を提示し、課題を共有した上で、地域で何ができそうか、アイデアを出し合います。大切なのは、「教員の働き方改革」について地域と話し合える関係性づくりです。

下記ウェブサイトにて、この熟議に至るまでの一連の資料が公開されていますので、ぜひご覧ください。

（文部科学省ウェブサイト「学校と地域でつくる学びの未来」より）

https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/kanazawa_forum_shiryou02-2.pdf

★ で検索!!

WSを活用した戸田市版3分類に係る熟議（90分案）

I.全体会 P2 30分	a. 国の動向を受けた戸田市の対応を説明 b. 3分類による働き方改革の推進 c. 当該校の働き方改革の実態 d. ある教師の1日の様子
II +教師と委員との熟議 P4~ 50分	WS 働き方改革は「誰のため」「何のため」 ・（アイスブレイク）・自己紹介 ・「子供のため」の先にある価値など、個々の意見交換で視野を広げたい。 WS I 「いまどう？」チェックシート ・グループの 教師主導 で現任校の状況を説明。委員からは質問等を受け、現状を認識してもらう。 WS II 「できそう！」チェックシート ・グループの CS委員主導 で、できそうな支援を検討する。（実施が難しくとも、アイデア出しが第一） ※WS III アクションシートは活用しない想定。本テーマについて繰り返し熟議を行う場合や時間が限られている場合に必要に応じてご活用ください。委員から具体的な提案がある場合も活用してみてください。
III.全体会 P5 10分	まとめ ・3分類について熟議できる関係性を価値付けし、教師にもコメントをもらう。

給特法等一部改正法により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第4項が改正され、学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する基本的な方針に、教育職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めることとされました（同規定は令和8年4月施行）。

文部科学省のウェブサイト（[その他資料 - 学校と地域でつくる学びの未来](#)）では、説明資料として、法改正の概要や、法改正を踏まえた具体の対応例が示されています。（以下、掲載資料の一部を抜粋します。）

第四節 学校運営協議会 第四十七条の五

旧	新
<p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>	<p>4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p>

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）

【法改正により求められる事項】
校長が作成する「基本的な方針」に、**業務量管理・健康確保措置（※）の実施に関する内容を含める**

学校運営協議会
学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
校長が作成する**学校運営の基本的な方針を承認**

校長

①報告

学校における
・働き方改革の取組内容
・取組の実施状況等
について報告

報告

②協議

報告内容を基に、
・学校、保護者、地域住民等の業務分担の在り方
・業務の優先順位を踏まえた精選・見直し
等について協議

※その際、「学校・教師が担う業務に係る3分類」の「基本的には学校以外が担うべき業務」について、例えば、
✓保護者・地域住民等に対応を依頼することが出来ているか
✓その他の業務について教師の負担軽減に必要な支援が得られているかを確認。

④基本の方針の作成・承認

学校において講ずる
「業務量管理・健康確保措置」の内容を基本的な方針に明記し、学校運営協議会の承認を得る。

意見

説明

承認

③体制構築等

必要な体制を構築するため、学校運営協議会として、
・外部機関、地域住民等との調整（ボランティア募集等）
・保護者・地域住民への情報提供
・教育委員会又は校長に対する意見提出等の対応を行う。

地域学校協働活動推進員等がコーディネート

意見

学校図書館を支える人たち

学校図書館は、本を読む場所であるだけでなく、子どもたちの学びを支え、情報活用能力を育てる大切な場です。「居心地の良い学び場」として、子どもと本をつなぎ、学校と地域をつなぐ人たちを紹介します。



学校司書

学校図書館を整備し日々の運営にあたる職員で、資料・情報の専門家です。子どもたちの学習に関わる資料の準備や先生方の教材準備への協力なども行います。「学校には、学校司書を置くよう努めなければならない」とされています。

司書教諭

学校図書館の専門的な職務に当たる先生で、読書指導と情報活用能力育成の専門家です。年間計画を作成し、学校図書館活用を推進します。学校には、司書教諭を置かなければなりません*。

*11学級以下の学校については、「当分の間司書教諭を置かないことができる」とされています。

地域のボランティア

学校図書館運営や多彩な読書活動の展開には、地域のボランティアの方々の協力も重要です。「北海道子ども読書応援団」には、学校で読み聞かせ活動等を行っている団体も登録しています。

地域の図書館（室）の司書など

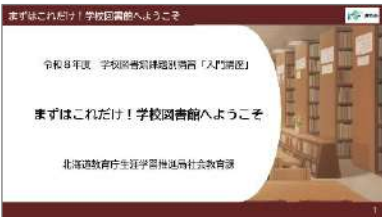
市町村立図書館（室）や道立図書館も学校図書館の活動を支援しています。電子書籍を含む資料の貸出し、移動図書館車での巡回、司書による運営相談など、様々な連携のかたちがあります。

学校図書館「入門講座」

～オンデマンド視聴できます～

5月20日に、今年度初めて学校図書館の業務を担当する方を主な対象に、学校図書館の運営にあたって大切な基本的知識・情報に関する「入門講座」を実施しました。

この内容は「学校図書館担当職員講習」でもオンデマンド配信する予定です。



学校司書の人材育成・資質向上のため

「学校図書館担当職員講習」を開講します！

令和4年度から実施している本講習は、毎年内容を更新し、今年で5年目の実施となります。



- ◆ オンラインで全道各地から受講可能（7月末開講予定）
- ◆ 学校図書館の基礎から実務、学校現場で必要な知識も網羅
- ◆ 全講座オンデマンド配信あり。いつでも視聴できます！

利用しやすい学校図書館へ

児童生徒の読書意欲の喚起

学校図書館を計画的に活用



詳細は道教委社会教育課までお問合せください。
※今年度の講習案内は6月中旬の予定です。

題字の背景写真は、「北海道公式観光サイト『HOKKAIDO LOVE!』」

（公益社団法人 北海道観光機構）のフォトライブラリーからご提供いただいております。

● 掲載サイト <https://www.visit-hokkaido.jp/>